

# 確定拠出年金 死亡一時金 お手続きのご案内 (企業型)

このたびのこと、ご遺族様には心よりお悔やみ申し上げます。  
このご案内には、死亡一時金請求のお手続きに必要な事項が  
記載されています。必ずご一読くださいますようお願い申し上げます。

## <お問い合わせ窓口>

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

アンサーセンターへのお問い合わせは、  
専用のお問い合わせフォームをご利用いただけます。



## お手続きの前に・・・

加入者（運用指図者、老齢給付金・障害給付金の受給権者など、過去に加入者であった方を含む）がお亡くなりになった場合、ご遺族は死亡一時金をご請求いただけます。

なお、死亡一時金の受取人（請求者）は、法令により以下の順位で定められています。

順位	加入者とのご関係		必要書類
第1順位	加入者があらかじめ、当社に請求者(受取人)として指定されていた方		4 ページ
第2順位	配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）		
第3順位	子	死亡の当時、主として死亡された方の収入によって <u>生計を維持していた方（生計維持関係あり）</u>  ※『生計維持関係』とは、次の2つの条件を満たしていることをいいます。 (1)同居されていた（生計同一関係がある）こと 一般的には、死亡された方と同居されていれば生計同一関係があると認定されます。 (2)収入要件を満たしていること 一般的には、ご請求者の前年の収入が850万円未満であれば収入要件を満たします。	5 ページ
第4順位	父母		
第5順位	孫		
第6順位	祖父母		
第7順位	兄弟姉妹		
第8順位	その他の親族		
第9順位	子	死亡の当時、主として死亡された方の収入によって <u>生計を維持していなかった方（生計維持関係なし）</u>	6 ページ
第10順位	父母		
第11順位	孫		
第12順位	祖父母		
第13順位	兄弟姉妹		

※ご請求者（受取人）が複数いる場合（同順位者が複数の場合）は、受取額を人数で等分することになります。（ご請求の際、代表者を選任していただき、その方に一括で支給します。）

※死亡後5年間、死亡一時金の請求がない場合は、死亡一時金を受け取ることができる遺族がいないとみなされ、死亡された方の相続財産の扱いとなり、民法の規定が適用されます。

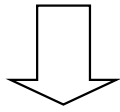
※遺族がいなくときは、死亡された方の相続財産とみなされ、民法の規定が適用されます。

※加入者を故意に死亡させた者や、加入者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受け取るべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者は、死亡一時金を受け取ることはできません。

※ご請求者（受取人）が未成年者の場合、または海外送金をご希望の場合、別途書類をご提出いただく必要がございますので、アンサーセンターまでご連絡ください。

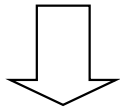
# 目次

## 1. お手続きからお支払いまでの流れ（2ページ）



ご請求からお支払いまでの流れをご確認ください。

## 2. 死亡一時金のお支払いについて（3ページ）



支給日、手数料などについてご確認ください。

## 3. ご提出いただく書類について（4ページ～）

死亡された方とご請求者（受取人）の関係により、必要書類が異なります。  
該当のページをご確認ください。

1

「請求者（受取人）として指定されていた方」、「配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」である場合（4ページ）

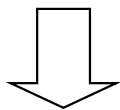
2

「生計維持関係のある子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他親族」である場合（5ページ）

3

「生計維持関係のない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」である場合（6ページ）

## 4. 送付物サンプル（7ページ）



当社から給付裁定の後、送付される書面のサンプルをご案内しています。  
適宜ご覧ください。

## 5. お問い合わせ先（8ページ）

必要書類の提出先や提出後の照会先をご確認ください。

# 1. お手続きからお支払いまでの流れ

手続きの流れ	内容
必要書類の準備・記入	当社からお送りする書類に必要事項をご記入ください。 あわせて添付書類をご準備ください。
必要書類の提出	必要書類を同封の返信用封筒にて、当社までご郵送ください。 ※記入もれ、提出もれのないようお願いいたします。
資格喪失手続き 掛金の払込み	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">           対象になる場合、 裁定（判定）は 保留となります。         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失手続き・・・事業主様よりご登録いただきます。</li> <li>・掛金の払込み・・・資格喪失月の翌月または翌々月に入金されます。</li> </ul>
傷害保険の審査（査定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害保険の審査（査定）・・・損害保険会社で審査（査定）を行います。1～2か月かかります。</li> </ul> ※傷害保険の審査（査定）は「確定拠出年金傷害保険」を保有されていた場合のみ行います。
<裁定（判定）>	当社にて裁定（判定）します。
裁定（判定）結果のお知らせ	裁定後、支給日が決定次第、当社よりご請求者（受取人）宛に、「確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ」を郵送します。
<運用商品の現金化（売却）>	運用商品を現金化します。
売却結果のお知らせ	運用商品の現金化（売却）が完了すると、当社よりご請求者（受取人）宛に「確定拠出年金 給付のお知らせ」を郵送します。
給付金の送金	死亡一時金請求書でご指定いただいた口座に、死亡一時金を送金します。



裁定（判定）は、掛金の払込みなどがすべて完了してからとなります。そのため、必要書類をご提出いただいてから受取を開始するまでに、3か月以上かかる場合があります。あらかじめご了承ください。

## 2. 死亡一時金のお支払いについて

支給日	<p>原則として、当社裁定月の翌月の25日（25日が金融機関の休業のときは、その直前の営業日）に、資産管理機関から支払われます。</p> <p>裁定が完了しましたら、支給日を記載した「給付裁定結果のお知らせ」を当社よりお送りしますので、ご確認ください。</p>
支給額	<p>当社での裁定が「支給可能」となった場合は、商品売却手続きを行い、現金化した個人別管理資産額を支給いたします。</p> <p>現金化が完了しましたら、支給額を記載した「給付のお知らせ」を当社よりお送りしますので、ご確認ください。</p>
手数料	給付金をお支払する際に、資産管理機関手数料440円（税込）が控除されます。
支払先口座	民間金融機関（ゆうちょ銀行含む）の口座を指定いただくことができます。
(ご参考) 課税について	<p>死亡一時金は、死亡後3年以内は相続税法上のみなし相続財産となり、法定相続人1人あたり500万円まで非課税となります。</p> <p>（すべての相続人が受け取った退職手当等（死亡一時金も含まれます）の合計が、次の非課税限度額以下のときは課税されません。非課税限度額を超えるときは、その限度額を超える部分が相続税の対象となります。）</p> <p>非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数</p> $\text{課税対象金額} = \left[ \text{その相続人が受け取った退職手当等} \right] - \text{非課税限度額} \times \frac{\left[ \text{その相続人が受け取った退職手当等} \right]}{\left[ \text{すべての相続人が受け取った退職手当等} \right]}$ <p>※ 税金に関する詳しい内容は、お近くの税務署等へお問い合わせください。</p>

### 3. ご提出いただく書類について

死亡された方とご請求者（受取人）の関係により、必要書類が異なります。該当のページをご確認ください。また、ご案内した書類以外の、書類のご提出をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。※ご提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

#### 1 ご請求者（受取人）が「請求者（受取人）として指定されていた方」、 「配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」である場合

●…必ずご提出ください    △…必要に応じてご提出ください    (\*)…当社より送付した書類です

No	書類名	提出有無	備考
1	死亡一時金請求書(*)	●	
2	ご請求者の印鑑登録証明書 原本1通	●	発行日から3か月以内のもの
3	死亡された方の戸籍謄本 原本1通 (除籍扱いとなった戸籍謄本)	●	ご請求者（受取人）と死亡された方の関係（続柄）が確認できる戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの） ※死亡された方の戸籍謄本（除籍謄本）で続柄が確認できない場合は、続柄が確認できる戸籍謄本、または改製原戸籍
4	死亡診断書（死体検案書）のコピー	●	医師の署名または捺印があるもの
5	同意書(*) (確定拠出年金傷害保険関係書類)	△	死亡された方が <b>確定拠出年金傷害保険を保有されていた場合</b> （※保有されていた方には左記書類を同封しておりますので、ご提出ください。）
6	事故状況説明書(*) (確定拠出年金傷害保険関係書類)	△	死亡された方が <b>確定拠出年金傷害保険を保有されていた場合、かつ死亡事由が「事故」の場合</b>
7	ご請求者の個人番号確認のための書類	●	以下◆個人番号確認のための書類をご確認のうえ、正しい組合せでご提出ください。個人番号の取得にあたっては、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）および手続きを行っている者が正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。
8	死亡された方の個人番号確認のための書類	△	個人番号カード（裏面）のコピーまたは通知カードのコピー ※ご請求者が、死亡された方の生存中に個人番号を提供することの了承を受けた場合にご提出ください。死亡された方の個人番号確認書類のご提出がない場合は、死亡された方の了承はなかったものといたします。

#### ◆個人番号確認のための書類（マイナンバー法に基づき、ご提出をお願いするものです）

	「番号確認書類」 個人番号を確認するための書類	+	「写真付き身元確認書類」 ご本人であることを確認するための書類
<b>組合せ①</b> 個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カード[裏面]のコピー ※写真付きプラスチックカード	+	個人番号カード[表面]のコピー ※写真付きプラスチックカード
<b>組合せ②</b> 個人番号カードをお持ちでない場合	通知カードのコピー (現在の住所・氏名の記載があるもののみ有効) または 住民票（個人番号記載有） 原本1通 (発行日より3か月以内・本人記載のみ)	+	次のいずれか1つ（写真付きで有効期限内のもの） ・運転免許証のコピー（裏面に記載がある場合は両面） ・パスポートのコピー ・在留カードのコピー

※ 事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合は、上記のほかに「事実上婚姻関係と同様の事情にあったことの証明書」（続柄欄が「未届の妻(夫)」である住民票等のご提出が必要となります。

## ご請求者（受取人）が、「生計維持関係のある 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他親族」である場合

●…必ずご提出ください △…必要に応じてご提出ください (\*)…当社より送付した書類です

No	書類名	提出有無	備考
1	死亡一時金請求書(*)	●	
2	ご請求者の印鑑登録証明書 原本1通	●	発行日から3か月以内のもの
3	死亡された方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（改製原戸籍） 原本1通	●	死亡された方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（改製原戸籍）をご提出ください。また、その戸籍上で請求者との続柄、上順位者の死亡が確認できない場合は、これらが確認できる戸籍謄本、または改製原戸籍もご提出ください。
4	死亡診断書（死体検案書）のコピー	●	医師の署名または捺印があるもの
5	死亡された方の住民票（除票）原本1通（死亡時の世帯全員分・続柄を表示）	●	生計維持関係者の有無を確認するため、死亡された方と同居されていた方全員分の住民票（発行日から3か月以内のもの）
6	生計維持関係を確認するための書類 ※下記からいずれか1点ご提出ください。 ①死亡された方の給与所得の源泉徴収票 ②死亡された方の課税証明書 ③死亡された方の確定申告書の控	●	生計維持関係を確認するため、ご提出ください。 扶養されていたご請求者（受取人）の氏名が記載されたもの
7	死亡一時金の受取に関する同意書(*)	△	同順位のご請求者（受取人）が複数いる場合
8	同意者の印鑑登録証明書 原本（該当者分 各1通）	△	NO.7の書類をご提出の場合、同意者全員の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）
9	同意書(*) (確定拠出年金傷害保険関係書類)	△	死亡された方が <b>確定拠出年金傷害保険を保有されていた場合</b> （※保有されていた方には左記書類を同封しておりますので、ご提出ください。）
10	事故状況説明書(*) (確定拠出年金傷害保険関係書類)	△	死亡された方が <b>確定拠出年金傷害保険を保有され、かつ死亡事由が「事故」の場合</b>
11	非生計維持申立書(*)	△	NO.5の書類上、ご請求者（受取人）以外に生計維持関係がある者が確認できるが、実際は生計維持関係がない場合、該当する方からお取り付けのうえ、ご提出ください。
12	申立者の印鑑登録証明書 原本（該当者分 各1通）	△	NO.11の書類をご提出の場合、申立者全員の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）
13	ご請求者の個人番号確認のための書類	●	『4ページの◆個人番号確認のための書類』をご確認のうえ、正しい組合せでご提出ください。
14	死亡された方の個人番号確認のための書類	△	個人番号カード（裏面）のコピーまたは通知カードのコピー ※ご請求者が、死亡された方の生存中に個人番号を提供することの了承を受けた場合にご提出ください。死亡された方の個人番号確認書類のご提出がない場合は、死亡された方の了承はなかったものといたします。

## 3

## ご請求者（受取人）が、「生計維持関係のない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」である場合

●…必ずご提出ください △…必要に応じてご提出ください (\*)…当社より送付した書類です

No	書類名	提出有無	備考
1	死亡一時金請求書(*)	●	
2	ご請求者の印鑑登録証明書 原本1通	●	発行日から3か月以内のもの
3	死亡された方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（改製原戸籍） 原本1通	●	死亡された方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（改製原戸籍）をご提出ください。また、その戸籍上で請求者との続柄、上順位者の死亡が確認できない場合は、これらが確認できる戸籍謄本、または改製原戸籍もご提出ください。
4	死亡診断書（死体検案書）のコピー	●	医師の署名または捺印があるもの
5	死亡された方の住民票(除票) 原本1通（死亡時の世帯全員分・続柄を表示）	●	生計維持関係者の有無を確認するため、死亡された方と同居されていた方全員分の住民票（発行日から3か月以内のもの）をご提出ください。
6	他に生計維持関係がある者がいないことを確認するための書類 ※下記からいずれか1点ご提出ください。 ①死亡された方の給与所得の源泉徴収票 ②死亡された方の課税証明書 ③死亡された方の確定申告書の控	●	生計維持関係がある者がいないことを確認するため、ご提出ください。
7	死亡一時金の受取に関する同意書(*)	△	同順位のご請求者（受取人）が複数いる場合
8	同意者の印鑑登録証明書 原本（該当者分 各1通）	△	上記「死亡一時金の受取に関する同意書」をご提出の場合、同意者全員の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）
9	同意書(*) (確定拠出年金傷害保険関係書類)	△	死亡された方が確定拠出年金傷害保険を保有されていた場合（※保有されていた方には左記書類を同封しておりますので、ご提出ください。）
10	事故状況説明書(*) (確定拠出年金傷害保険関係書類)	△	死亡された方が確定拠出年金傷害保険を保有され、かつ死亡事由が「事故」の場合
11	ご請求者の個人番号確認のための書類	●	『4ページの◆個人番号確認のための書類』をご確認のうえ、正しい組合せでご提出ください。
12	死亡された方の個人番号確認のための書類	△	個人番号カード（裏面）のコピーまたは通知カードのコピー ※ご請求者が、死亡された方の生存中に個人番号を提供することの了承を受けた場合にご提出ください。死亡された方の個人番号確認書類のご提出がない場合は、死亡された方の了承はなかったものいたします。

## 4. 送付物サンプル

裁定が完了すると、当社から「確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ」が、運用商品の売却が完了すると「確定拠出年金 給付のお知らせ」が送付されます。内容をご確認ください。

プラン名 \_\_\_\_\_ 作成日：YYYY年MM月DD日

163-0650  
東京都新宿区西新宿1-25-1  
新宿センタービル50F

損保 太郎 様

加入者コード：0000000000  
運営管理機関：  
損保ジャパンDＣ証券株式会社

---

**確定拠出年金 給付裁定結果のお知らせ**

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびお客様からのご請求に基づき、確定拠出年金の給付の裁定を行いました。裁定結果を下記のとおりお知らせいたします。  
ご不明な点がございましたら、下記アンサーセンターまでお問い合わせください。

裁定結果	死亡一時金支給
------	---------

加入者コード	加入者等氏名
0000000000	損保 花子 様

● 裁定結果詳細

【一時金支給】

一時金支払予定日：YYYY年MM月DD日

※給付のお受取金額は、運用商品の売却後、上記の支払予定日までに「給付」されます。

確定拠出年金  
給付裁定結果の  
お知らせ

確定拠出年金  
給付のお知らせ

給付金の送金予定日などが  
記載されています。

運用商品の売却結果や給付金の支給額  
などが記載されています。

プラン名 \_\_\_\_\_ 作成日：YYYY年MM月DD日

163-0650  
東京都新宿区西新宿1-25-1  
新宿センタービル50F

損保 太郎 様

加入者コード：0000000000  
運営管理機関：  
損保ジャパンDＣ証券株式会社

---

**確定拠出年金 給付のお知らせ**

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様の確定拠出年金の給付を以下のとおり行いましたのでお知らせいたします。内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、アンサーセンターまでお問い合わせください。

お取引の種類	死亡一時金
--------	-------

● 給付金のお支払い

支給日	給付支給額
YYYY年MM月DD日	146,484円

内訳

● お取引明細

約定日	受渡日	売買区分 取引区分	約定口数 約定単価(1万円)	受渡金額
YYYY年MM月DD日	YYYY年MM月DD日	売却 給付	-	146,924円
		確定拠出年金傷害保険		
合計				146,924円

● 手数料/所得税/住民税額明細

手数料	所得税	住民税
440円	0円	0円

● お振込先情報

金融機関名：みずほ  
支店名：新宿新都心  
預金種別：普通預金  
口座番号：1234\*\*\*\*  
口座名義人：太郎 様

振込名義は企業型の場合「JA 銀行(401K)」  
個人型の場合「ニッセイ生命(DC)」となります。

## 5. お問い合わせ先

1. <書類提出先> 同封の返信用封筒をご利用ください。

〒163-0650  
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル50F  
損保ジャパンDC証券株式会社 お客様サービス部 宛

2. <お問い合わせ窓口>

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

アンサーセンターへのお問い合わせは、  
専用のお問い合わせフォームをご利用いただけます。

